

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

処 分 庁 川崎市大師福祉事務所長

審 査 請 求 平成22年6月10日付け生活保護法第  
にかかる処分 63条費用返還決定処分

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成22年7月20日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る川崎市大師福祉事務所長が行った生活保護法第63条費用返還決定処分については、これを取り消す。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書、川崎市大師福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- （1）請求人は、平成17年9月22日から、法に基づく保護を受けていること。
- （2）平成21年1月14日、請求人は、階下に居住する家主の息子（以下「加害者」という。）から、請求人の生活音がうるさいとの理由で暴行を受け、[REDACTED]病院に救急搬送されたこと。これにより請求人は、同病院から「[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]」との診断を受けたこと。
- （3）同年1月15日、処分庁は、請求人から事件の原因や被害状況を確認するとともに、医療費や壊れた眼鏡代等は加害者に請求するよう説明したこと。
- （4）同年1月20日、処分庁は、（2）の事実により生じる医療費に対して医

療券を発行し、医療扶助を適用する旨決定したこと。

- (5) 同年3月31日、処分庁は請求人から、収入がない旨記載された「収入無収入申告書」を収受したこと。
- (6) 同年4月14日、処分庁は[REDACTED]病院から、請求人が(2)の事実により同年1月14日、1月19日及び1月23日に受診し、医療費の合計額が63,830円である旨確認したこと。
- (7) 同年4月27日、処分庁は、請求人から示談書の写しの提出を受け、同年1月21日に示談金として250,000円を受領し、加害者と和解した旨申立てを受けたこと。また、示談金は、眼鏡代、通院のタクシー代、湿布代、カーペットや衣類の購入費用、看病してくれた友人への交通費等により消費済みであり、領収書は処分したとの申立てを受け、その使途について資料の提出を求めたこと。
- (8) 同年4月30日、処分庁は請求人から、示談金の使途及び金額が記載された書面の提出を受けたこと。また、眼鏡の購入費用が記載された資料を収受するとともに、これ以外の領収書はない旨申立てを受けたこと。
- (9) 同年11月13日、処分庁は、(6)の事実による医療費について、法第63条費用返還決定処分を行ったこと。
- (10) 同年11月16日、処分庁は、示談金の取扱いについてケース診断会議を開催し、①通院タクシー代について、病状的に歩行困難な状態であったのか再度確認すべき、②眼鏡を2個作成している必要性を確認すべき、その他の品目、価格についても詳細を聴取し、現物を確認できるものは確認すべきとして、後日再度ケース診断会議を行うとの結論に至ったこと。
- (11) 同年11月30日、処分庁は請求人から、示談金の使途について詳細を聴取し、通院のタクシー代、眼鏡代、カーペットや衣類の購入費用、薬代、看病を行った友人への謝礼等により合計295,550円かかった旨記載された書面の提出を受けたこと。
- (12) 同年12月8日、処分庁は請求人宅を訪問し、カーペット、衣類、寝具等、示談金で購入した物について現物を確認したこと。
- (13) 平成22年6月7日、処分庁は、示談金の取扱いについてケース診断会議を開催し、①示談金について、受領時に未申告であったものの、その後申告が行われたことにより法第63条を適用することが妥当である、②眼鏡以外のレシートや領収書がなく、現物確認したカーペットや衣類、寝具等についても控除することは適当ではないとして、(7)の事実による示談金25

0,000円から眼鏡代合計65,775円を控除した184,225円を、法第63条による費用返還額とするとの結論に至ったこと。

(14) 同年6月11日、処分庁は、(13)の事実により、同年6月10日付けで法第63条費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を決定し、これを通知したこと。

## 2 請求人の主張

請求人の主張は、概ね次のとおりと解される。

示談金を福祉事務所に届け出るとは全く知らなかったし、領収書をとっておくことなど考えもしなかった。

加害者からの暴行により、[ ]などの痛み、[ ]の痛み、[ ]の激減、[ ]の低下が生じ、[ ]もなくなっている。示談金はすぐに費消してしまい、薬や鎮痛消炎剤を買うために借金して、心身とも限界に来ている。借金は莫大な額となり、少しずつ返してくれればと言われているが、精神的に非常に苦しんでいる。鎮痛消炎剤ほか薬代で大変費用がかかっているのに、レシートがないことで示談金の中から眼鏡代しか認めてもらえず、生活保護費から184,225円も支払わなければならないのは納得できない。

よって、本件処分の取り消しを求める。

## 3 処分庁の主張

本件審査請求に係る処分については、当初、請求人より平成21年3月31日に無収入と申告されていたものであるが、平成21年4月27日に請求人より示談金を受領していたと修正の申し出があった。本来であれば虚偽の申告として法第78条による費用徴収が考えられたが、弁明書記載の事実経過を考慮して法第63条による返還とするのが妥当とケース診断会議で判断した。これにより、法第63条を適用し、挙証資料のある眼鏡代について自立更生のための用途に供される額として収入認定しない取り扱いとし、残額を返還とした。湿布代については、地区担当員から[ ]病院に通院するよう要請したが請求人は応じず、自宅療養で市販の湿布を使用したもので、友人が購入してきたものに代金を支払ったことを申し出ており、領収書等挙証資料もない。使用頻度や金額の妥当性に問題ありとした。また、その他の用途についても資料がなく、本人の申立てのみでは確認できないため、認められない取扱いとした。

なお、医療費63,830円については、処分庁が立替払いし、家主から返還

してもらっている事実もある。請求人から正直に相談がなされていれば事前に指導・援助することができたが、請求人から加害者側の示談申し入れについては相談なく、無収入申告もなされたため、処分庁は、受領していないという認識でいたことから事前指導に至らず推移した。

請求人からは申告義務を知らなかったとの申立てがあるが、当初から示談金や見舞金を受領したら速やかに申告するよう指導を行っており、平成21年3月31日には、収入がなかったかの確認に対し無収入申告がなされている。

よって、請求人から平成22年7月20日付けで提起された法第63条費用返還決定処分についての審査請求は棄却されることが妥当である。

#### 4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」（法第4条第1項）とされ、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」（法第63条）と規定されている。

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。費用返還額については、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えない」とされている。

収入として認定しないものの取扱いについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。

以下「次官通知」という。)第8-3-(3)-オにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」が掲げられ、その用途は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8-2-(4)において、「災害等による補償金、保険金若しくは見舞金(中略)のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限る」とされている。「自立更生のための用途に供される額」については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。)第8の40において、認定基準の一つとして、「(1)被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」が示されている。また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5答(2)-ウにおいて、「当該収入が、次第8の3の(3)に該当するものにあつては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。)」とされている。

さらに、次官通知第8-3-(2)-エー(イ)では、「保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。))については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされ、法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合は、問答集問13-23答(2)において、「保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべき」とされている。

これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人が受領した示談金を、法第4条第1項に規定される「利用し得る資産」と認定し、受領時は未申告であつたものの、その後申告が行われたことにより法第63条を適用することが妥当と判断し、本件処分を行ったことが認められる。



請求人が受領した示談金は、次官通知第8-3-(3)-オに基づく「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」と認められることから、当該世帯の自立更生のために当てられる額は収入として認定しない取扱いとされている。すなわち、災害等による補償金のうち、生活基盤の回復に要する経費など「自立更生のための用途に供される額」は、収入として認定しない取扱いが定められており、当該示談金についても、加害者から暴行を受けたことにより破損し、使用に堪えないものが生じた場合、又は治療に要する経費が生じた場合、その再取得若しくは治療に必要な最小限度の額を収入として認定しない取扱いが認められるものである。

処分庁は、平成21年11月16日に開催したケース診断会議の結果に基づき、請求人から収受した資料について詳細を聴取するとともに、同年12月8日に請求人宅を訪問し、請求人が示談金で購入したとされるカーペット、衣類、寝具等の現物を確認したことが認められる。当該示談金から、課長通知第8の40の認定基準に基づき「自立更生のための用途に供される額」として認められる額を認定しようとした場合、本来なら、事前に実施機関に対する相談が必要とされるところ、処分庁は請求人から、すでに領収書は処分済みであるとの申立てを受けていることから、これら現物を確認した上で再度ケース診断会議を行うとの結論に至ったことが認められる。しかしながら、平成22年6月7日に開催したケース診断会議では、現物確認したカーペットや衣類、寝具等についても、領収書がないことをもって控除することは適当ではないと結論付けられており、請求人から事前に相談がなく事後に控除について相談していること及び挙証資料となる領収書等がないことをもってしても、訪問調査等により現物を確認した結果や請求人から収受した資料に基づき控除の適否について十分な検討が行われたとは言い難い。

次に、請求人が受領した示談金は、次官通知第8-3-(2)-エー(イ)による「保険金その他の臨時的な収入」と認められ、保護受給中に資力が発生したものと認められることから、自立更生のために当てられる額及び必要経費の額を、さらには、8,000円を控除した額が収入として認定されるべきである。しかしながら、処分庁は、8,000円を控除せずに返還額を決定しており、この規定に反する収入の認定を行っていると認められる。

以上のとおり、本件処分は、法第63条の適用について違法不当な点はないが、返還額の決定に当たり瑕疵が認められ適切な処分とは言えない。

以上により、請求人の主張には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年3月16日

神奈川県知事

松沢 成文

